

証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～

平成27年5月22日
証券取引等監視委員会事務局
証券検査課長 松重 友啓

目 次

1. 証券監視委 第8期活動方針(抄)	1
2. 平成27年度証券検査基本方針のポイント	2
3. 証券検査実施状況	4
4. 証券取引等監視委員会の勧告等の推移	5
5. 平成26年度における検査指摘事項	6
6. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する証券検査の状況	15
7. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)	17

1. 証券監視委 第8期活動方針(抄)

(平成26年1月公表)

公正な市場の確立に向けて ~「市場の番人」としての今後の取組み~

1. 証券監視委の使命… 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して
市場を監視
2. 基本的な考え方… 金商法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引の
イノベーションの進展、海外との間のクロスボーダー取引の
拡大等に対応するため、市場の動向を常に注視し、対応を
要する問題にタイムリーに取り組む。
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
 - (2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
 - (3) 市場規律の強化に向けた取組み
3. 重 点 施 策
 - (1) 情報力に支えられた機動的な市場監視
 - (2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
 - (4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
 - (7) 情報発信の充実
 - (8) 自主規制機関等との連携

2. 平成27年度証券検査基本方針及び基本計画のポイント

《基本的考え方》

証券検査の役割 : 市場の公正性・透明性を確保し、投資者保護を図るため、金商業者などの自己規律を促しつつ、法令等違反行為には厳正に対処することなどにより、安心して投資できる環境を保つ

証券検査を巡る環境と課題

- ・検査対象業者の拡大増加(約8,000社)
- ・商品・取引の多様化・複雑化
- ・HFT(高頻度取引)、DMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)等の取引拡大
- ・ファンド販売による個人投資家・消費者被害の拡大

効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

- ・情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・市場横断的なテーマや共通の課題に対して、特定事項に焦点を絞った検査を実施
- ・業態、規模、特性等を踏まえ、双方向の議論により、業務運営の改善を促す

金融モニタリング基本方針を踏まえた検査

- ・オン・オフの一体化など金融庁との連携
- ・同方針の重点施策及び監督上の着眼点にも着目した検査の実施
(例)顧客ニーズに応える経営の観点等
- ・検査対象先の実態把握、より優れた業務運営に向けた認識の共有

《証券検査における検証事項》



<業態等に応じた重点検証事項>

- 大規模証券会社グループ等: フォワードルッキングな観点からの内部管理・経営管理・リスク管理態勢等の検証
- 第一種金商業者: 法人関係情報管理態勢、DMA等に係る売買管理態勢、引受業務の適切性、財務の健全性、テロ資金対策、FX業者の取引の適切性・為替変動に対するリスク管理
- 第二種金商業者等(ファンド業者): 業務運営の適切性、法令等遵守態勢、海外ファンド販売にかかる顧客勧誘等の適切性
- 投資運用業者等: デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、利益相反管理態勢
- 特例業務届出者: 虚偽告知、出資金流用、特例業務要件、出資・運用の管理状況等の検証、検査結果公表など引き続き厳正に対処
- 無登録業者: 無登録でのファンド販売等、重大な金商法違反は裁判所への申立てなど引き続き厳正に対処

<業態横断的な重点検証事項>

○適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応に係る検証

(適合性原則、投資信託の販売・解約時や店頭デリバティブ取引等の販売における説明、高齢顧客・NISA利用者等への勧誘・説明態勢)

○システムリスク管理態勢の適切性・実効性(情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策、業務継続計画の実効性、経営陣の関与)

○反社会的勢力との関係遮断に係る検証(一元的な管理態勢、取引の未然防止、事後検証、取引解消に向けた取組み等)

<一般検証事項> 検査マニュアル等を活用して内部管理態勢等の検証、問題の背後にある内部管理態勢等の適切性の検証

《証券検査基本計画》

- 計270社(うち財務局等が220社)を目指して証券検査を実施
- 登録事項検査
- クラウドファンディング業者に係る検査態勢の整備
- 特例業務届出者の検査対象先のカバレッジの向上に向け一層の工夫
- 検査忌避等に厳正に対処

検査対象業者数の推移

	1992年	2007年 3月末		2015年 3月末
国内証券会社	216 *1	310	第一種金融商品取引業者	277
外国証券会社	49 *2			
金融先物取引業者	216 *3	196		
証券業務(窓販)の認可を受けた金融機関	619 *4	1,182	登録金融機関	1,087
投資顧問業者	433 *5	959	投資助言・代理業者	989
投資信託委託会社	20 *6	123	投資運用業者	328
投資顧問業者(一任)	155 *7	146		
証券仲介業者	不詳	591	金融商品仲介業者	818
商品投資販売業者(証券取引法対象外) ――――――――――――――――――――	不詳	97	第二種金融商品取引業者	1,234
信託受益権販売業者(同上) ――――――――――――――――――――	不詳	597		
抵当証券業者、集団投資スキーム(ファンド)、等(同上)			適格機関投資家等特例業務届出者	3,123

(無登録業者)

*1 1992年12月末

*2 1992年6月末

*3 1993年5月末

*4 1992年7月末

*5 1992年6月末

*6 1992年3月末

*7 1992年6月末

3. 証券検査実施状況

業務の種別等	年 度							検査対象業者数(※)
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
第一種金融商品取引業者 (証券会社等)		91	91	85	57	69	77	277
登録金融機関(銀行等)		24	28	32	28	9	1	1,087
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)		18	15	9	36	16	15	328
投資法人(J・リート等)		9	6	2	0	3	2	69
信用格付業者		—	0	4	3	0	2	7
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)		22	6	14	20	108	72	1,234
投資助言・代理業者		45	36	40	40	29	42	989
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)		1	2	6	21	23	31	3,123
金融商品仲介業者		1	1	9	9	8	18	818
自主規制機関等(日本証券業協会等)		5	1	0	0	3	3	13
その他		0	0	1	0	3	3	
合 计		216	186	202	214	271	266	
問題点が認められた業者等		125	105	87	102	118	105	検査対象業者数 延べ約8千社
証券検査結果に基づく勧告		21	19	16	18	18	16	※検査対象業者数は 平成27年3月末時点

4. 証券取引等監視委員会の勧告等の推移

●金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告

年度	23	24	25	26
勧告件数	16	20	18	16
検査結果に基づく勧告	16	18	18	16
うち委員会検査実施分	7	7	6	5
うち財務局等検査実施分	9	11	13	11
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	2	0	1

(注)平成25年度の検査結果に基づく勧告には、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	23	24	25	26
申立件数	3	1	2	6

5. 平成26年度における検査指摘事項

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績（平成26年度）①

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	二種	○ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 ○無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	二種	○分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 ○当局への虚偽報告
3	関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	助言・代理	○無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 ○報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 ○投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	助言・代理	○無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 ○無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 関東	むさし証券	H26.6.13	一種 二種	○自己売買による相場操縦行為 ○株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	一種 二種	○船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
7	委員会	ばんせい投信 投資顧問	H26.6.13	運用 二種 助言・代理	○年金基金との投資一任契約における忠実義務違反
8	関東	トラフィック	H26.6.17	助言・代理 特例業務	○ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 ○無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイル インベストメント	H26.6.17	助言・代理	○無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	二種 助言・代理	○業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 ○無登録業者に対する名義貸し ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況

(1)金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績（平成26年度）②

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	助言・代理	○無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	一種	○純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	仲介	○外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	二種 助言・代理	○適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為 ○適格機関投資家等特例業務届出者に名義貸しを行っている状況 ○法定書面の未交付等 ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
15	関東	NEXT TRUST	H26.12.9	助言・代理	○名義貸し
16	関東	日本産業復興基金	H27.3.6	二種 特例業務	○不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

(2) 主な指摘事項と留意点

① 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

【事実関係等】

○ 当社は、当社の自己勘定による取引(以下「自己売買」という。)における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、売買審査課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っていなかった。また、同課課長から自己売買の審査を任せとされていたディーリング部長も、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。

こうした中、当社は、Aディーラーの約定させる意思がない注文の発注等について、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)から注意を受け、Aディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引の売買管理システムによる抽出を開始したが、不公正取引に係る検証は依然として不十分であり、Aディーラーによる相場操縦行為を看過するなど、売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っていなかった。

また、当社はその後、東証から2度目の注意を受けたものの、本来の担当である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は継続していた。

さらに、当社副社長(内部管理統括責任者)は、当社の売買審査の人員不足の状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、東証による上記2度の注意を受けても、適切な態勢整備を行っていなかった。

※平成26年6月13日公表

『むさし証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 証券会社は、市場仲介者としての機能に加えて、証券市場における自己売買等を行う市場プレーヤーとして、市場に流動性等をもたらすとともに、資金調達方法の多様化に貢献しているが、その際には、市場仲介者としての信頼を損なわないためにも高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営が求められている。

○ 左記の状況は、自己売買についてチェックを行う売買審査の状況に重大な不備が認められるものであり、当該不備により現に相場操縦行為が看過されるなど、公益及び投資者保護上重大な問題があると認められる。

○ このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

②第一種金融商品取引業者(証券会社)及び投資運用業者

○ 船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

【事実関係等】

○ 公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社(証券会社)は、商品ファンド α 、商品ファンド β 及び商品ファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行を当社の乙取締役(当時)に行わせていた。そして、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。

こうした中、乙取締役は、商品ファンド α が組み入れていた船舶関連私募債(以下「船舶債」という。)の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンド β へ、更に、船舶債のうち一部分を商品ファンド β から商品ファンドCへ、簿価で売却した。

当社が劣後部分を保有していた商品ファンドA(商品ファンド α に投資)は、投資元本を上回る形で償還されたが、簿価で売却された船舶債は、その後、商品ファンド β 及び商品ファンドCにおいて、その全額が減損処理された。この結果、当社は船舶債の価値下落に伴う損失を免れる一方、商品ファンド β 及び商品ファンドCの背後に存在する一般投資家及び甲年金基金が当該損失を負担することとなった。

当社は、他の取締役らにおいても、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識していたが、上記のような利益相反となる船舶債の売買について、適切な管理・検証を行わず看過しているなど、乙取締役の業務について適切な管理を怠っていた。

○ 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反

当社子会社(投資運用業者)は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、同年金基金の運用資金を商品ファンドCへ投資していた中、上記のとおり、当社は、商品ファンド β に組み入れられていた船舶債を、簿価により商品ファンドCに売却した。

乙取締役は、当社子会社の運用担当取締役でもあったことから、当社子会社は、こうした当社による取引を当然に知り得る立場にあったが、何ら対応を行わず、その結果、甲年金基金に対し損失を与えた。

※平成26年6月13日公表

『ばんせい証券株式会社及びばんせい投信投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として両社に対して検査を行ったもの。

○ 当社における左記の行為は、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、当該船舶債を簿価で取引した行為により、結果的に顧客に損失を生じさせており、極めて重大な問題が認められる。

また、当社とその顧客及び当社子会社の顧客との間で利益相反が生じているにもかかわらず、適切な管理・検証を行っていないことから、こうした当社の行為及び利益相反管理態勢に係る不備は、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。

○ 当社子会社における左記の行為は、投資一任契約を締結し運用していた顧客資産について、含み損が発生している船舶債が簿価で引き取られ、顧客の利益に反する運用が行われていることを把握していたにもかかわらず、何らの対応を取らなかつたものであり、「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない。」と規定されている金商法第42条第1項に違反する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

③第二種金融商品取引業者

○不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況

【事実関係等】

○ 当社は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称するB社に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。

そして、当該ファンドにはB社から出資が行われた。

しかしながら、実際には、当社及びB社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、B社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。

このスキームは、当社及びB社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。

※平成26年10月17日公表

『株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 適格機関投資家等特例業務は、原則として金商法上の登録が必要な業務について、ファンドへ出資する適格機関投資家の人数を1名以上とする等の要件を満たす場合に限り適用除外として、届出のみで行うことを可能とするものである。

○ 左記のとおり、「適格機関投資家等特例業務」の制度を悪用し、特例業務届出希望者が自ら拠出した資金を、適格機関投資家からの出資であるように装っていた当社の行為は、投資者保護上重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき(金商法第52条第1項第9号)」に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

④第二種金融商品取引業者

○不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況

【事実関係等】

- 当社は、A監査役(平成17年3月の設立時から同26年9月までの間、代表取締役。)の下、設立時以降、貸借対照表に資本金1,000万円を計上するとともに、一定額の架空の現金を計上し続け、同21年2月期の貸借対照表においては、「現金及び預金」の額として約921万円を計上していたが、実際に保有していたのは預金残高として計上した約216万円であり、差額の約705万円については架空の金額となっていた。

こうした中、当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付すべき最終の貸借対照表(平成21年2月期)において、「現金及び預金」の額が虚偽の金額であることを認識しながらこれを記載し、登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、同21年11月16日付けて第二種金融商品取引業の登録を受けたものである。

※平成27年3月6日公表

『日本産業復興基金株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

- 金商法では、金融商品取引業の登録拒否事由として「登録申請書に添付すべき書類に虚偽の記載があるとき」等を定めている(金商法第29条の4第1項)。
- ※ このほか、業務の区分に応じた登録拒否事由として、第二種金融商品取引業の場合は、最低資本金要件(1,000万円未満)を定めている。
- 左記のとおり、登録申請書に添付すべき書類である最終の貸借対照表が虚偽の記載であることを認識しながら、これを関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けた当社の行為は、金融商品取引業者として極めて悪質な行為であるとともに、適切な行政対応を妨げる重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正の手段により第29条の登録を受けたとき」(金商法第52条第1項第5号)に該当する。
- 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

⑤投資助言・代理業者

○無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況

【事実関係等】

○ 当社は、顧客91名に対し、金融商品取引業の登録を受けていない特定の外国証券業者2社の証券口座で外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)を行うための当社開発の自動売買ソフト(以下「当社ソフト」という。)を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続きをサポートしていた。

一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主でありCEOを務める海外法人を設立し、当社顧客が当社ソフトを利用して行ったFX取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を当該海外法人と当該外国証券業者との間で締結していた。

この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的にFX取引を行うに至っており、当社は、平成23年1月13日から検査基準日(同25年7月9日)までの間、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬を当該海外法人経由で受領していた。

※平成26年5月30日公表

『株式会社チャートマスターに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 当社の左記の行為は、以下の状況をもって、特定の外国証券業者と国内顧客との間のFX取引が成立するよう両者の間に立って尽力する行為を外国証券業者より報酬を得て行っていると認められる。

- ・当社は、顧客に対し、当社があらかじめプログラムした特定の外国証券業者と取引を行うための専用ソフトを開発・販売し、販売後は、当該外国証券業者との取引に必要となる口座開設をサポートしている。

- ・当社は、顧客が実際に当該ソフトを利用して取引を行った場合には、当該外国証券会社から、顧客の取引量に応じた手数料を受領している。

○ こうした当社の一連の行為は、業として店頭デリバティブ取引の媒介を行う行為であると認められるため、金商法第29条違反(無登録第一種業)に該当する。

○ 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。

⑥投資助言・代理業者

○無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

【事実関係等】

○ 当社は、会員制投資情報提供ウェブサイトへの外国の者の発行する証券又は社債券の性質を有するものに表示される権利(以下「海外ファンド」という。)に係る概要説明の掲載及び海外ファンドの購入を希望する会員向けに行う取得申込手続に係るサポート業務(以下「海外ファンド取得支援業務」という。)を行っていたが、平成23年4月には海外ファンド取得支援業務を国内別法人に移管させ、前回検査基準日(平成23年5月18日)から今回検査基準日(同26年2月25日)までの間において、当法人の会員(26顧客)に対し、海外ファンドを延べ29件取得させていた。

※平成26年8月1日公表

『株式会社コンサルティング・アルファに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 投資助言業者が、発行者のために、有価証券を顧客に取得させる意図又は目的等をもって当該有価証券の商品内容等の説明を行う場合には、有価証券の募集又は私募の取扱いを行うものとして第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することがある。例えば、具体的な有価証券の商品内容等を説明するとともに、発行者等から顧客による当該有価証券の取得と連動して支払われる報酬を直接又は間接に受け取っている場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。

○ 当社の左記の行為は、以下の状況をもって、当社が行っていた業務を移管させた国内別法人(以下「当法人」という。)の名を用いて有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていると認められる。

・当社は、移管の前後において、海外ファンド取得支援業務を遂行する態勢に変更はなく、当社が当法人の名を用いて当法人の会員に対し、海外ファンドに係る商品説明等を行い、取得契約を成立させている。

・その上で、当法人は、海外ファンドの販売会社等との間の契約に基づき、当法人の会員による海外ファンドの取得額に応じた報酬を受領している。

○ こうした当社の一連の行為は、投資助言の範囲にとどまらず、発行者のために有価証券の募集又は私募の取扱いを行う行為であると認められるため、金商法第29条違反(無登録第一種業)に該当する。

○ 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。

⑦金融商品仲介業者

○外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせている状況

【事実関係等】

- 当社は、外務員の登録を受けたものでなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人8人に、遅くとも平成23年10月以降、各人それぞれ一定期間、所属金融商品取引業者が取り扱う投資信託の取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

※平成26年9月26日公表

『株式会社財コンサルティングに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

- 外務員登録制度は、金融商品取引業者等に対し、一定の業務を当該業者のために行う者を外務員として登録することを義務づけることにより、外務員の行為の責任の帰属を明らかにするとともに、登録の欠格要件を定めること及び法令違反等の場合において登録取消しの処分を行うことによって不適格者を排除することを可能とし、これらにより顧客との紛争又は事故の原因となりやすい外務員に対する監督を的確に行うことの目的としたものである。

※ 金融商品仲介業者についても、外務員登録制度が準用されている。

- 当社における左記の行為は、外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせたことから、金商法第66条の25において準用する同法第64条第2項に違反する。

- また、当社は外務員の登録を受けたものでなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、当社使用人に投資信託の取得勧誘等を行わせていた行為は、投資者保護上極めて問題があると認められる。

- 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。

6. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する 証券検査の状況～平成26年度～①

	担当	被検査法人	公表日	法令違反行為等
1	委員会	アール・オー・イー	H26.4.11	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用等 ○業務運営が著しく杜撰な状況
2	委員会	アジア投資	H26.4.11	<ul style="list-style-type: none"> ○運用実態の把握が極めて杜撰な状況 ○出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況 ○不適切な勧誘行為
3～5	関東	アルファ・メディア インテレスCX	H26.4.15	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金の流用 ○虚偽の運用報告書の交付 ○分配基準未達での配当
		ジー・クエスト		<ul style="list-style-type: none"> ○出資金の流用 ○虚偽の運用報告書の交付 ○報告徴取命令に対する虚偽報告
6	近畿	渡邊和彦	H26.9.26	<ul style="list-style-type: none"> ○無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う行為 ○虚偽の変更届出書の提出
7	関東	クリーンコントロールベトナム 合同会社	H26.10.17	<ul style="list-style-type: none"> ○第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ○金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘 ○出資金の流用
8～11	委員会	ワインヴォル外3社	H26.12.17	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金の流用等 ○不適切な勧誘行為

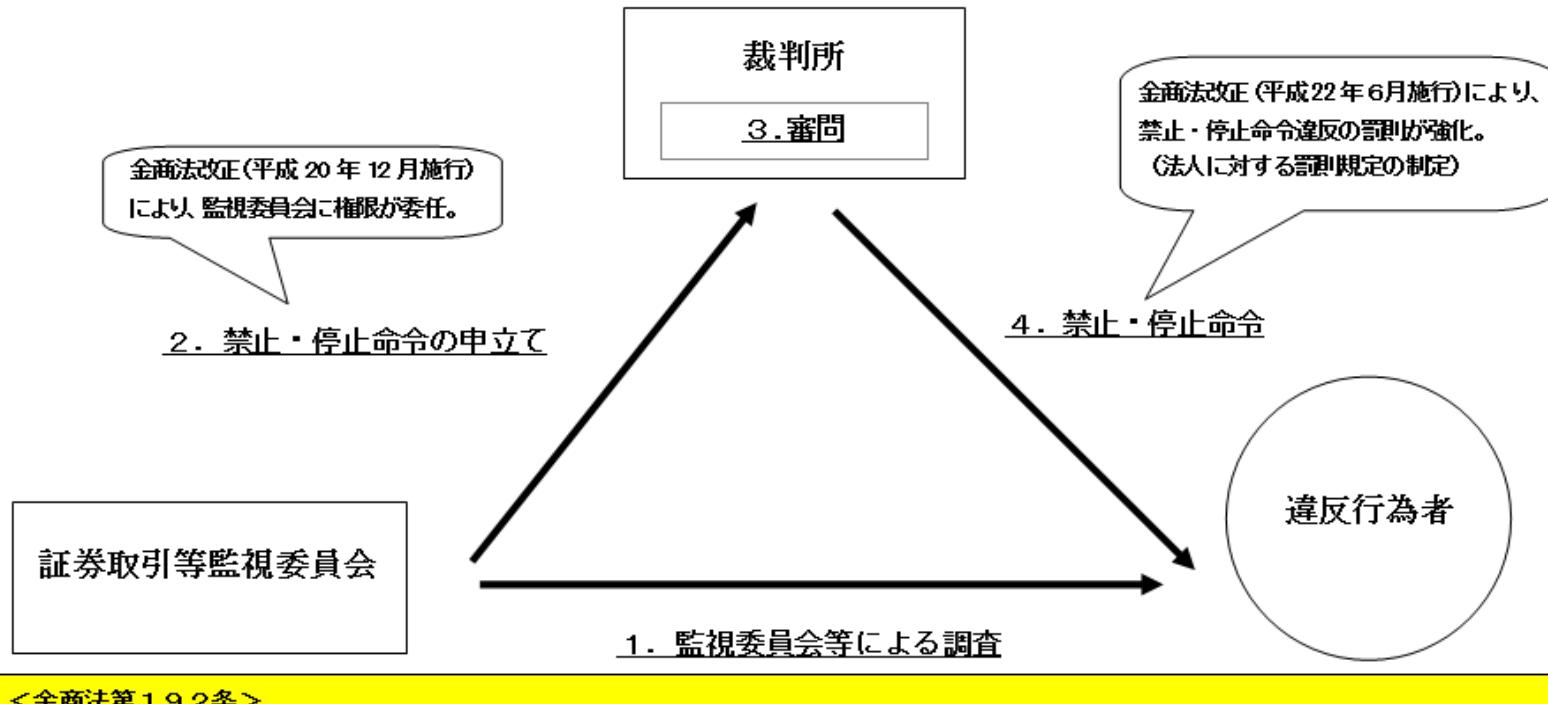
6. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する 証券検査の状況～平成26年度～②

	担当	被 検 査 法 人	公表日	法令違反行為等
12	関東	KSG RESOURCE	H27.1.16	○第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ○運用資産の杜撰な管理
13	関東	エークシト	H27.1.23	○第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業 ○出資金の流用
14	東海	Money Management Strength	H27.1.30	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○第二種金融商品取引業に係る無登録営業
15	関東	ドアウェイブ	H27.2.24	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○第二種金融商品取引業に係る無登録営業等 ○運用資産の杜撰な管理等
16	委員会	クエストキャピタルマネージメント	H27.3.3	○第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ○無登録の者にファンドの取得勧誘を行わせている状況 ○出資金の流用等 ○組合員に対する虚偽の運用報告書の交付等
17	委員会	日本ヴェリタス	H27.3.20	○出資金の杜撰な管理等

7. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)～平成26年度～

被申立て人	申立て日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
(株)UAG 他2名 (大阪市福島区、適格機関投資家等特例業務届出者)	平成26年6月6日 (大阪地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 ➢金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、(株)UAGの関連会社である外国法人が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	平成26年6月23日 (申立てどおり発令)
(株)Grant 他3名 (大阪市北区)	平成26年7月3日 (大阪地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 ➢金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、外国法人が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	平成26年7月28日 (申立てどおり発令)
(株)グランター 他2名 (東京都港区)	平成26年8月6日 (東京地裁)	無登録金商業(投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い)の禁止 ➢金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、投資一任契約の締結の媒介並びに外国法人が運営するファンド及び(株)グランターの関連会社である合同会社の社員権の取得勧誘を行っていた。	平成26年9月5日 (申立てどおり発令)
(株)ESPLUS 他1名 (大阪市淀川区)	平成26年9月12日 (名古屋地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 ➢金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、(株)ESPLUSの関連会社である外国法人が運営するファンド及び有限責任事業組合契約に基づく権利の取得勧誘を行っていた。	平成26年10月22日 (申立てどおり発令)
MASTERS DPB LIMITED 他1名 (ニュージーランド・オークランド市)	平成27年1月14日 (東京地裁)	無登録金商業(投資一任契約に基づく運用)の禁止 ➢金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家との間で投資一任契約を締結し、運用を行っていた。	平成27年2月23日 (申立てどおり発令)
(株)日本ヴェリータ 及び (株)ギフタージャパン 他1名 (東京都中央区)	平成27年3月20日 (東京地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等)及び適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止 ➢(株)日本ヴェリータは、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社を営業者とする3つの名称のファンドの私募を行っていた。また、(株)ギフタージャパンは、2つの名称のファンドの私募に際し、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として毎月分配する意図や実際に出資金を原資とした配当を継続して行っていた取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。	

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- ・近年、詐欺的な商法等を行う無登録業者及び63条届出業者による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化
- ・これら無登録業者等については、金商法上の登録業者とは異なり、監督・検査やそれに基づく行政処分といった通常の行政対応が困難
- ・このため、証券取引等監視委員会としては、これら無登録業者等に対して、金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立てを行うことにより、違法な行為に厳正に対応しているところ

プロ向けファンド制度の見直し案

制度の現状

- 投資運用業は、原則として登録制。ただし、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。
- 「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
 - ①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないこと、
 - ②投資の素人にも販売が可能なこと、から、投資家に被害を与えるケースが急増。



制度見直し案の概要

- ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。

- ① 届出者の要件等:欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表 等
- ② 行為規制の拡充:適合性の原則(顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止)、リスク等の説明義務 等
- ③ 問題業者への行政対応等:業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化 等

※ このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定(政令事項)。
 ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャーファンドについては、
 上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。

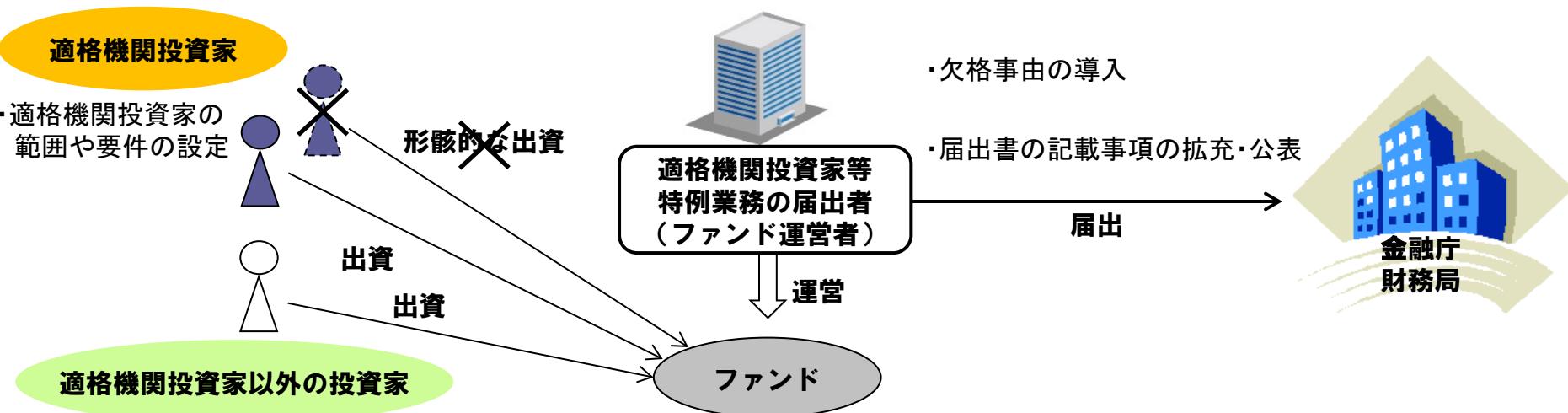
- ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような措置を講ずる。

1. 適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入
- 届出書の記載事項の拡充・公表

2. 適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定（適格機関投資家となる投資事業有限責任組合について、運用資産残高（借入を除く）5億円以上とすることを内閣府令で規定することを想定）

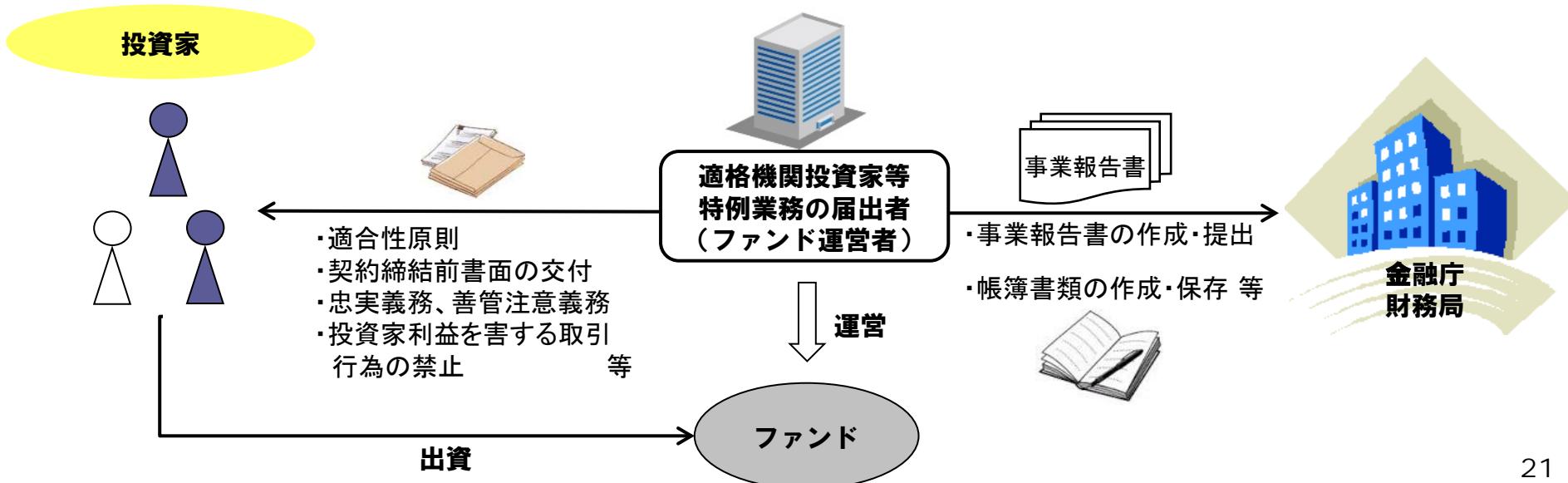


平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要②

3. 届出者に対する行為規制

- 登録業者と同等の行為規制を導入
 - 適合性原則(顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止)
 - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
 - 忠実義務、善管注意義務
 - 投資家利益を害する取引行為の禁止

(※) プロ間の自由な取引を阻害しない観点から、特定投資家との間の取引については、契約締結前の書面等の交付義務、適合性原則等は適用しない。
- 事業報告書の作成・当局への提出、帳簿書類の作成・保存 等



平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要③

4. 問題のある届出者への対応

- 監督上の処分(業務改善・停止・廃止命令)の導入
- 実態把握・投資家保護の観点から、報告徴求・検査を行うことができることを明確化
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下→5年以下)、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設(懲役2・5年以下)

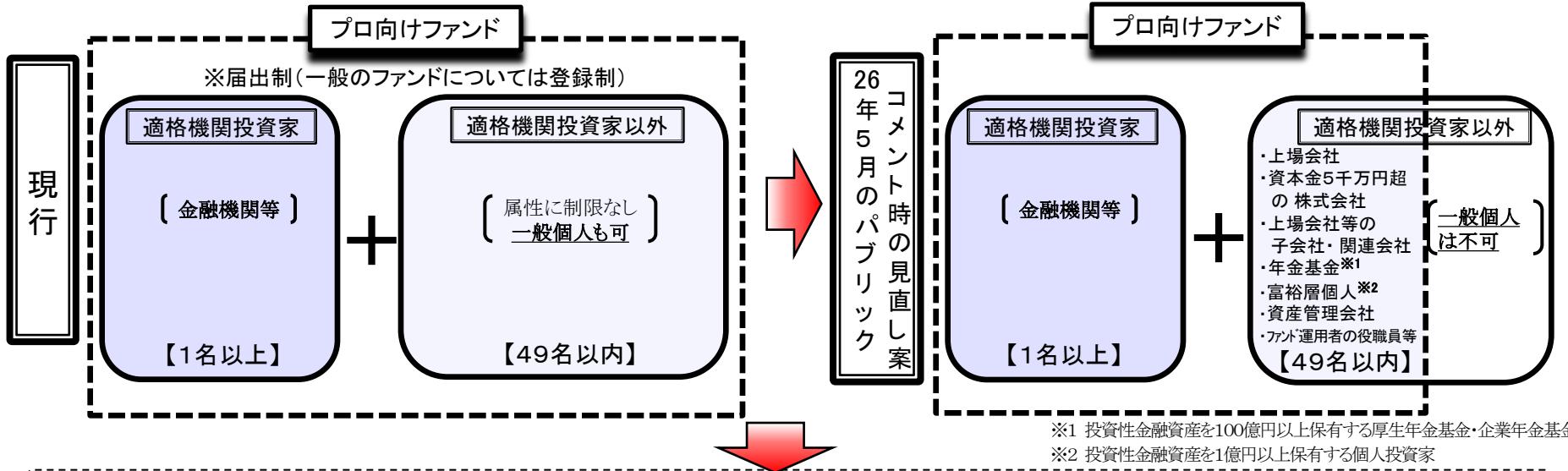


- ・監督上の処分(業務改善・停止・廃止命令)の導入
- ・投資家保護の観点からの報告徴求・検査
- ←
- ・裁判所による禁止・停止命令の対象の拡大
- ←
- ・無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設

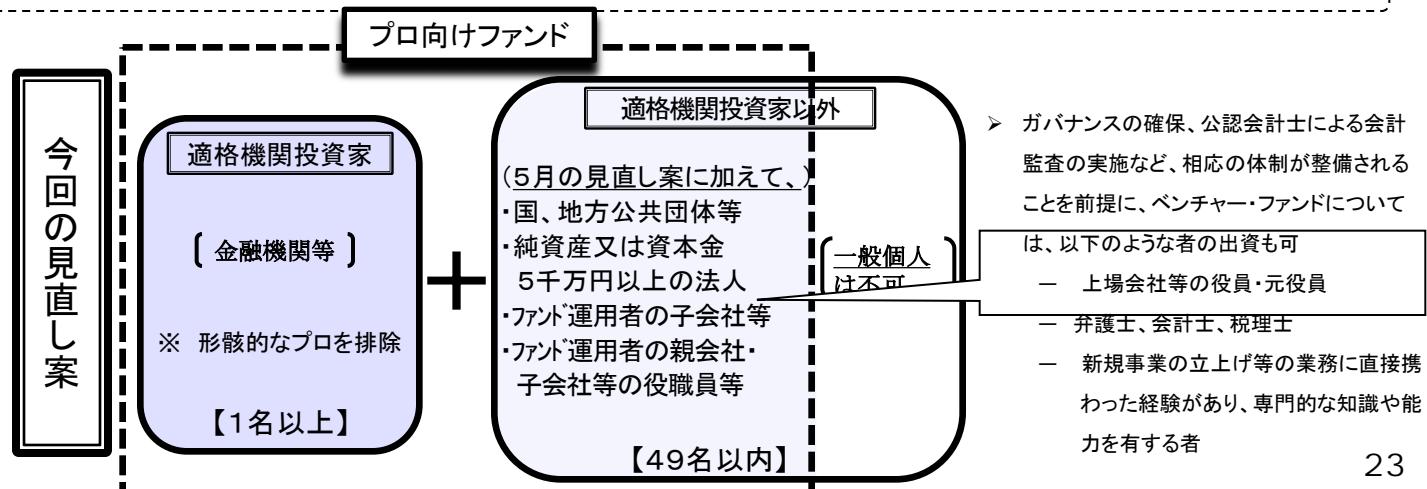


平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要④

○ 「プロ向けファンド」の出資者の範囲



➤ 出資者の範囲を投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定(政令で規定)



(参考)金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」(第2回) 提出資料

適格機関投資家等特例業務届出者 に関する証券検査の状況

平成26年10月24日

証券取引等監視委員会
証券検査課

証券検査の実施状況

- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」。)・財務局等の実施する証券検査の対象業者数は、25年度末には約8000弱。
- その約40%(3000程度)が、適格機関投資家等特例業務届出者(いわゆるプロ向けファンド業者。以下「特例業者」。)。
- 特例業者に対する金融商品取引法(以下「金商法」。)第63条第8項に基づく立入検査(以下「検査」。)の対象となった特例業者数は、最近、大幅に増加も、カバー率は低い。

(注)金融庁は「問題あり届出者数」として全届出者数の約2割弱(500者程度)を公表。

表 検査終了件数の推移

(単位:件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	検査対象業者数(25年度)
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	278
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	1272
投資助言・代理業者	35	32	38	40	1008
投資運用業者	18	7	6	46	314
登録金融機関	28	27	31	14	1107
適格機関投資家等特例業務届出者	2	5	14	22	3022
その他	9	13	13	17	871
合計	210	186	170	283	7872

- (注)
- ・「その他」には金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等が含まれる。
 - ・特例業者の検査対象業者数には、附則48条による特例投資運用業務(既に募集は終了し運用のみの業務)を行う者は含まれない。
 - ・複数の業務種別の登録を受けている場合には、検査終了件数については主たる業務に基づき分類・計上しており、検査対象業者数については当該登録を受ける全ての業務の種別に計上している。

問題が認められた特例業者数

- 問題が認められた特例業者は、検査対象の半数以上。

問題が認められた場合でも、登録取消・業務改善命令等の行政処分を発する権限がないため、検査結果の公表等を実施し、投資者に注意喚起。

(注) 特例業者に対して、金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(金商法第38条第1号)、損失補てんの禁止(金商法第39条)のみ。

- 問題業者の中には、出資金を毀損させている状態で、その後も無登録募集等の金商法違反行為を行う蓋然性が高いため、金商法第192条に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の申立て(以下「192条申立て」。)に至った事例もある。

- なお、検査に際しては、必要な書類が確認できない(金商法上、法定帳簿の作成・保存義務がない)、立入検査を行ったが代表者等が不在又は連絡が取れない、といったケースもある。

(単位: 件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	計
検査を終了した特例業者数	2	5	14	22	43
うち、検査結果を公表した特例業者数	1	0	12	11	24
うち、192条申立てを行った特例業者数	0	3	1	1	5
検査結果の公表又は192条申立てを行った特例業者の割合	50%	60%	93%	55%	67%

(注)上記のほか、特例業者に対して金商法第187条に基づく立入調査(以下「調査」。)を23年度に6件実施し、1件の192条申立てを実施。

適格機関投資家等特例業務に関する特例 についての建議

平成26年4月18日
証券取引等監視委員会

金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第21条の規定に基づき、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

記

適格機関投資家等特例業務に関する特例について

集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- 顧客に対する虚偽の告知
- 適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行なった登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- 出資金の流用・使途不明

など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

「顧客に対する虚偽の告知」 に関する主な検査事例

- パンフレット等に、収益が生じない限り成功報酬を收受しない旨を記載して勧誘しながら、架空収益を計上して、成功報酬を收受し、経費等に費消。
- ウェブサイト・メール等において、①専属プロトレーダーにより運用、②元本を全額償還しており償還率は100%、③証券会社等プロ投資家も出資、④会計士監査を受けていると、実態と著しく異なる内容を記載。
- 勧説資料で外国為替証拠金取引による運用を行っているとしながら、実際には投資を行っていない。
- 元本・配当を保証した商品でないにもかかわらず、「満期になれば元本が戻る」「2ヶ月に1回の1%利益配当が必ず得られる」などと告げて勧説。
- 顧客出資金の一律50%相当を入金直後に売上げとして計上し、自己経費等に使用していたにもかかわらず、手数料・報酬をこれより著しく低額である旨記載したパンフレット等により勧説。

「出資金の流用」等 に関する主な検査事例

- 出資金を、社長知人に対する無担保貸付に充当し、当該貸付の大部分の返済が行われなかつたため、分配金支払いに重大な支障が発生。
- 出資金を会社経費の支払いや、取得勧誘を行っていた無登録業者に対する報酬支払い等にあてて、出資金のほぼ全額が毀損。
- 出資金の35～50%相当の金額を、社員の給与等の経費に流用。
- 出資金を、社長の報酬・従業員給与等に流用し、運用益がでていないにもかかわらず上限額の配当を実施。残高は預かり資産の50%以下。
- 出資金の50%を人件費・事務所維持費等に支出。残りの大半を配当金等に充当。残存財産額は出資金相当額と比較して僅少。
- 運用以外に配当・償還金支払に充当。役職員給与等にも流用。出資金の約4割しか投資しておらず、出資金を毀損。現存財産は、預かり資産合計には大きく不足する状況。

「ファンドの運用管理が著しく杜撰」と認められた主な検査事例

- 出資金がどの投資先に充当され、どの経費に充当されていたかも把握できない状態。
- 運用委託契約書など運用を委託したことを証するものが何も保存されていない。運用の報告を受けたとしているが、報告内容も保存していない。
- 出資金が現金による手渡しで行われ、収受の事実を確認できるものは何もなく、出資金が投資されていることを裏付ける書類もない。
- ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについて全く把握できていない。出資金の使途を把握しておらず、出資金の管理が極めて杜撰。
- 出資金・配当金等を現金で授受したとしているが、書類等の記録を保管しておらず、出資金・配当金の受渡しの管理ができていない。
- 出資金の大半を混同して管理・運用していたため、資金繰り状況を把握できない状態。

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(1)

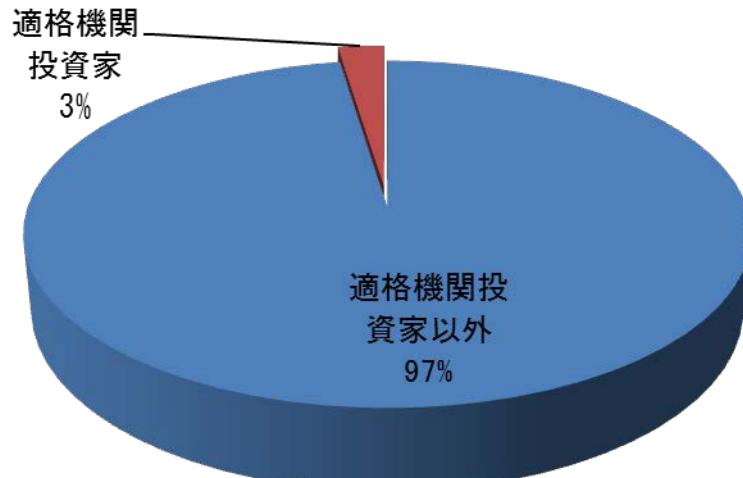
対象件数	1ファンド当たりの適格機関投資家の出資者数		
	1者のみ	複数者	無し
28(注)	26	0	2
割合	92.9%	0%	7.1%

(注)対象件数28件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数が不明な9件を除いた件数
(出所)証券監視委による検査結果

(参考)「プロ向けファンド」に投資を行う適格機関投資家の数と 適格機関投資家以外の数の割合

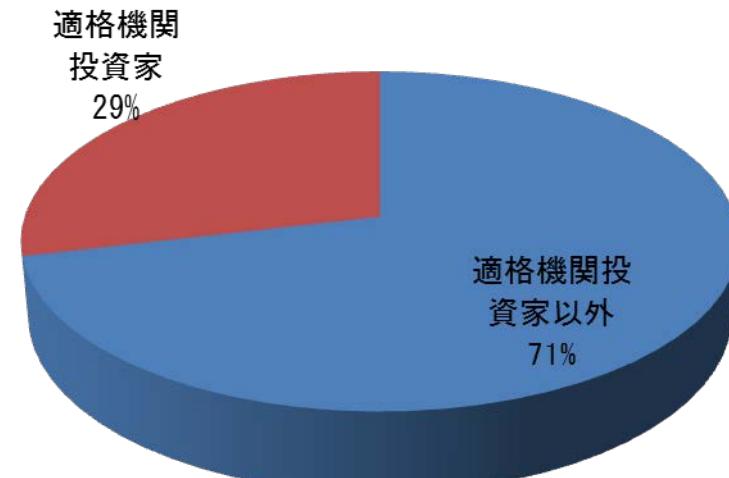
※金融庁「ファンドモニタリング調査」より。
運用財産額ベースの割合についてはP.11を参照。

○問題が認められた特例業者



(注)検査において公表した37者について、「ファンドモニタリング調査」で出資者数の内訳が判明した25者分のみ集計

○全特例業者(平成25年度)



(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(ファンドモニタリング調査の調査対象業者は国内業者のみ)

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(2)

対象件数	適格機関投資家の出資額 ^(注1)				
	～1万円	1万円超～10万円	10万円超～50万円	50万円超～100万円	100万円超
25 ^(注2)	1	12	8	4	0
割合	4.0%	48.0%	32.0%	16.0%	0.0%

(注1) 特例業者が取り扱っていたファンドに係る適格機関投資家の出資額をファンド本数で割り戻したもの

(注2) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

(出所)証券監視委による検査結果

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(3)

対象件数	募集金額に占める適格機関投資家の出資割合			
	～0.1%	0.1%超～1.0%	1.0%超～2.0%	2.0%超
25 ^(注)	11	11	2	1
割合	44.0%	44.0%	8.0%	4.0%

(注) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

(出所)証券監視委による検査結果

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(4)

- 以上のとおり、問題のある特例業者については、適格機関投資家の出資が極めて少ない一方、個人の出資割合が高い傾向が認められる。
- さらに、「適格機関投資家」の内訳を見ると、下表のとおり、証券会社、銀行等の比率が低い一方で、プロ向けファンドの特例要件を形式上満たすために創設されたと見られる投資事業有限責任組合の比率が高い。
- こうした状態は、専ら、一般投資家からの出資集めが目的であるとの疑義を抱かざるを得ず、プロ向けファンドの特例制度の趣旨にそぐわないおそれ。

適格機関投資家の内訳 ^(注)				
投資事業有限 責任組合	証券会社	銀行	一般事業法人	合計
26	5	2	2	35
74.3%	14.3%	5.7%	5.7%	100.0%

(注)公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数・名称が不明な9件を除いた28者をもとに算出。

複数の適格機関投資家から出資を受けている場合は、重複して計上。

(出所)証券監視委による検査結果

問題が認められた特例業者に対する出資の状況(5)

- さらに、問題が認められた特例業者については、個人、特に高齢者が、勧誘等の主な対象となっていると見られる事例が多い。

検査等で把握された個人投資家の年齢の状況	特例業者数	
投資家の年齢の具体的な分布状況がある程度確認できた事案	75歳以上が約5割以上	4
	70代以上が4割以上	2
	65歳以上が約9割、又は60代以上が80%以上	5
	50歳以上が5割以上	3
	「30代3割、40代2割、20代2割」、「40・50代が多い」	2
投資家の年齢の具体的な分布状況が確認できなかった事案	高齢者が多い模様	12
	「満遍なく」、「様々」等	2
	不詳	11

(注)検査結果を公表した特例業者37者の内訳。複数の項目に該当する特例業者については重複して計上。

個別事案①

アジア投資株式会社
(平成26年4月11日検査結果公表)

判明した事項

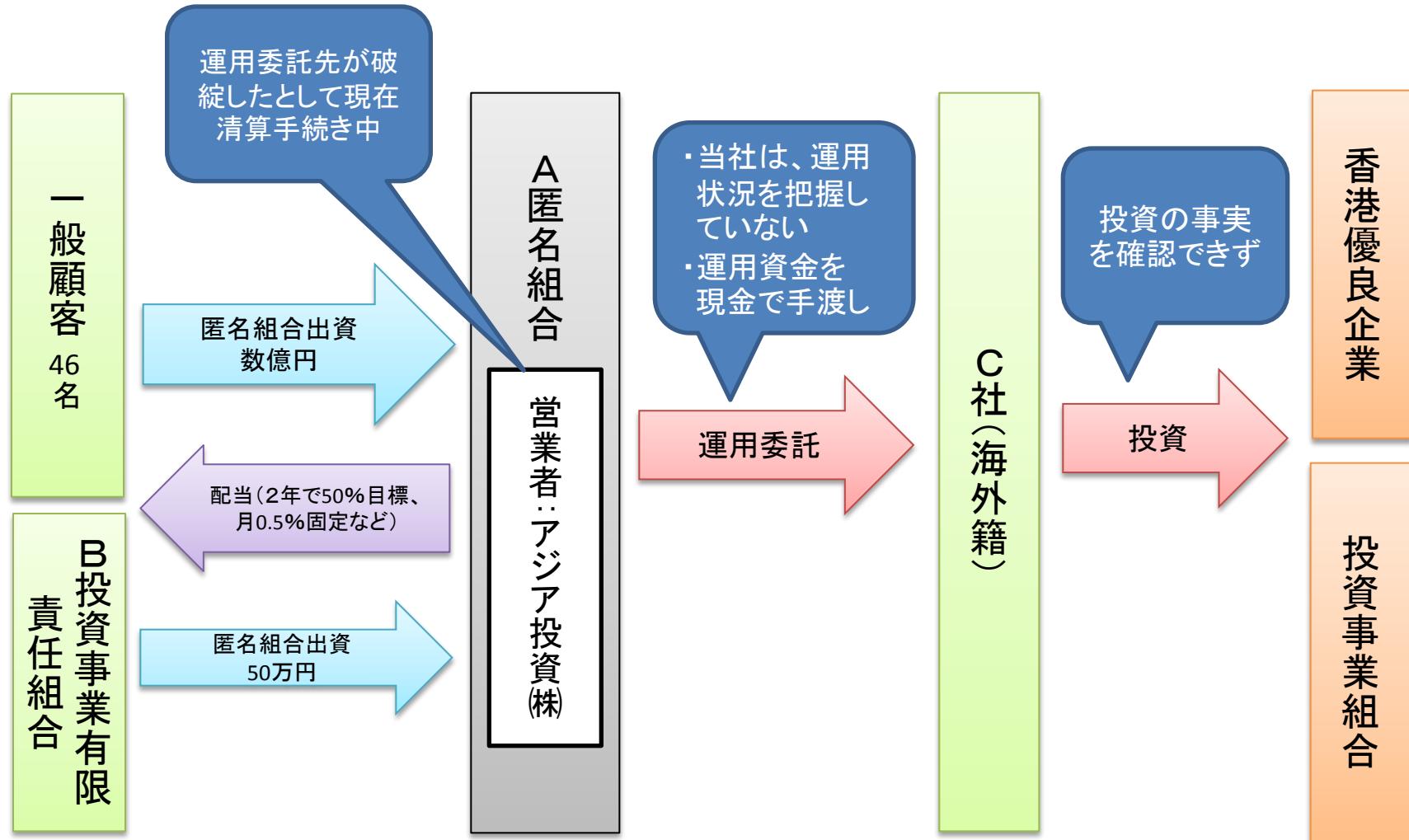
1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.2%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 不適切な勧誘行為
 - 高齢者を中心とした一般投資家に高金利(2年で50%目標、月0.5%固定など)を謳って勧誘。(一般投資家の割合が99.8%)
 - 強制解約されている口座を出資金の振込先に指定して、実際には現金で授受。その実態は一切不明。
3. 運用実態の把握が極めて杜撰

運用委託先への出資金の受渡しについても、現金でやり取りを行うなど運用実態が一切不明。最終的には、運用委託先が破綻したとして、解散し、清算手続に入ったとしているが、実際に運用委託先が破綻したのかさえ明らかではない。
4. 出資者の出資状況の把握が極めて杜撰

契約書その他関係資料を一切保管しておらず、出資残高を検証できる資料も保管していない等。
5. 必要な書類等の存在が確認できないなど、臨店検査においても業務の詳細な検証が困難。

アジア投資株式会社

(平成26年4月11日検査結果公表)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

個別事案②

F－SEED株式会社
(平成25年3月22日緊急差止命令申立)

判明した事項

1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.4%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 投資家数が増えてきたため、別の特例業者を設立し、投資家を移管することで、特例要件である「一般投資家数49名以下」を充足。
3. 高齢者を中心に高金利(年利12%など)を謳って勧誘。
4. 営業者報酬及び分配金に係る虚偽告知
 - ・ 収入がない限り営業者報酬を得ない
 - ・ 収入がない限り分配金の支払いを行わない
 - ・ 出資金を原資とした分配を行わない

と謳ったパンフレットにより勧誘したにも拘らず、実際には投資運用の収益如何によらず架空収益を計上し、その8割を営業者報酬として計上(実質的に出資金を費消)し、2割を分配金としていた。

F—SEED株式会社

(平成25年3月22日緊急差止命令申立)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

個別事案③

MJホールディングス株式会社
(平成25年3月1日調査結果公表)

判明した事項

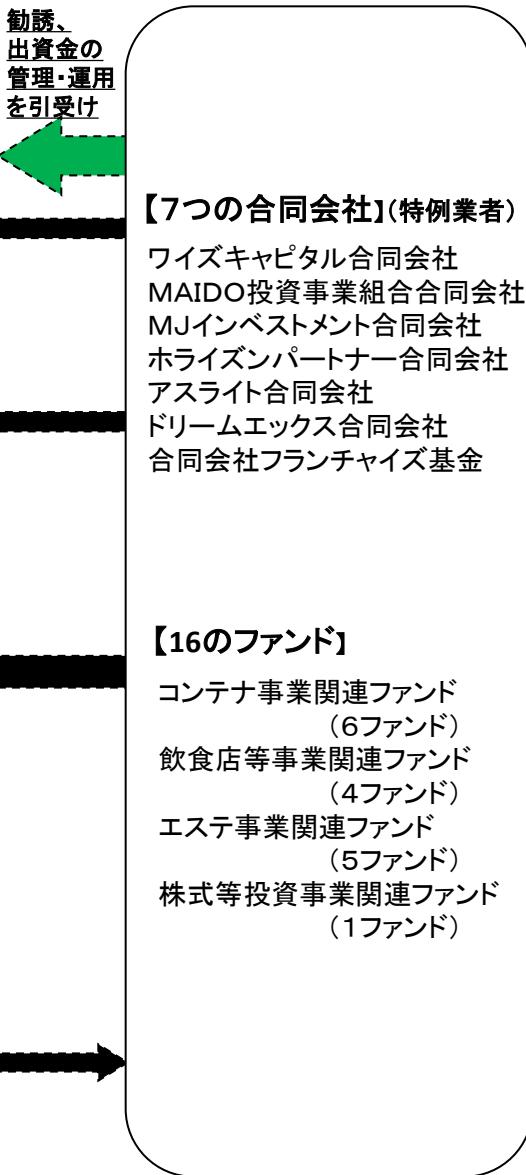
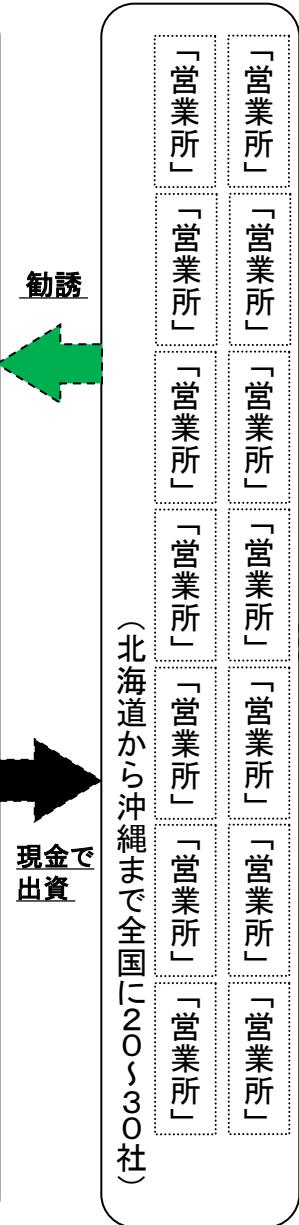
1. 多数の特例業者を設立し、資金集めのためのビーグルとして利用。実質的に当社が取得勧誘及び運用業務を管理。
2. 当社社長は、知人を特例業者の職務執行者に就任させ、自らが取得勧誘及び運用業務を管理し、無登録で第二種金商業を行っていた。
3. 多数の営業所を利用して、プロとはいえない高齢者を中心に電話等による勧誘を行い、延べ約1700名の投資者から約29億円を集めた。
4. 投資者保護上問題のある行為
 - 営業所に対しては、募集手数料として、出資金額の35～50%を支払い。
 - 配当金の支払原資は、運用利益ではなく出資金。
 - 出資金が適切に管理されず、どこに投資され、どの経費に充当されていたかについても正確に把握できない状態。
 - 出資金のうち約2～3割のみを、特定事業(コンテナ事業、飲食店、エステティック関連事業)を行う会社への貸付に使用していたにすぎない。

MJホールディングス株式会社

(平成25年3月1日調査結果公表)

顧客（一般投資家）

延べ1727名
約28億9600万円



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

証券監視委の情報提供窓口等に寄せられた 特例業者に関する情報の例

- 高齢者である一般投資家が、知人である特例業者営業員からファンドを購入したが、一定期間後、配当が出なくなり、しばらくして投資に失敗したので清算し残金を出資額に応じて分配するとの書面が代理人弁護士から郵送された（出資金は大幅毀損）。業者に電話してもつながらない。知人の営業員も給与を貰っておらず、業者の社長等と連絡が取れない（実際に投資運用に失敗したかどうかは、投資者は容易には確認できず）。
- 「金融庁届出業者なので心配ない」として高利回りを謳い勧誘され、数回配当が行われた後に配当がとまつた。元本が毀損したとするも、会社側で元本補填して運用するので問題ないと説明するが、実際にどのような運用がなされているか疑わしい。出資金も戻ってくるか分からぬ。
- 適格機関投資家等特例業務届出者の要件を満たすために、出資者として適格機関投資家1者が含まれているが、事実上自らの支配下にあるような機関投資家に僅かな額を出資させることで要件を満たしており、残りは高齢者を中心とした一般投資家から多額の資金を募っている。
- 要件を満たすために、49名を超えるたびごとに別の63条業者を新たに設立することで、実質的に多数の一般投資家から資金を募っている。
- 出資金が毀損したが、本当に投資に失敗したのか、資金の流用等により毀損したのかわからず、確認しようがない。詐欺ではないか。

(参考)特例業者に対する検査結果の公表等の実施状況

1. 検査結果の公表

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
1	関東	ハヤシファンドマネジメント	H22.4.16	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募 ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2	委員会	ナレッジキャピタル	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
3	委員会	アール・ピー インベストメント・アンド・コンサルティング	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
4	関東	JPアトラス	H24.12.12	○出資金の流用
5	関東	スタンダードソサイエティ	H24.12.12	○出資金の流用
6	近畿	ベルプライムインベストメント	H25.2.7	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
7~13	委員会	ワイズキャピタル MAIDO投資事業組合 ホライズンパートナー MJインベストメント アスライト ドリームエックス フランチャイズ基金	H25.3.1	○無登録業者(MJホールディングス)へのファンドの取得勧説の委託 ○出資金の流用の默認又は出資金の管理・運用の実態を把握していない状況
14	東海	F-BRAND	H25.4.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
15	委員会	Limit Investage	H25.6.26	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○無登録業者へのファンドの取得勧説の委託
16	関東	プラスワン・エコノミー	H25.12.11	○無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧説行為 ○報告徵取命令に対する虚偽報告
17	委員会	スマイリングパートナーズ	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧説を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく社撰な状況
18	委員会	スラージュマン	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○利益及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧説を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく社撰な状況

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
19~23	関東	アセットアーク1号から同5号	H26.3.10	○金融商品取引契約の締結又はその勧説に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の使途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて社撰に行っている状況
24	中国	ワイン西和	H26.3.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用
25	委員会	アジア投資	H26.4.11	○運用実態の把握が極めて社撰な状況 ○出資者の出資状況の把握が極めて社撰な状況 ○不適切な勧説行為
26	委員会	アール・オー・イー	H26.4.11	○金融商品取引契約の締結又はその勧説に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○業務運営が著しく社撰な状況
27~29	関東	アルファ・メディア インテレスCX ジー・エクスト	H26.4.15	○出資金の流用 ○虚偽の運用報告書を顧客へ交付 ○分配基準未達で顧客へ配当実施
30	近畿	渡邊和彦	H26.9.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○虚偽の変更届出書の提出

2. 裁判所への申立て

No.	担当	特例業務届出者	申立日	法令違反行為等
1	委員会 (北海道)	ジャパンリアライズ (及びその役職員2名)	H23.4.28	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
2	委員会	ペネフィットアロー (及びその役員等3名)	H23.6.24	○他の会社から委託を受けて行った当該他の会社に係るファンドの取得勧説
3・4	委員会	Eファクトリー エクセレント (並びにその役員1名)	H23.12.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧説に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
5	委員会 (東海)	F-SEED (及びその使用人1名)	H25.3.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧説に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
6	委員会 (東海)	アイエムビジョン (及びその役員1名)	H26.1.10	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
7	委員会	UAG (及びその役職員2名)	H26.6.6	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募

(補足資料)

直近の特例業者に関する検査結果の公表事例

株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

関東財務局長が株式会社リアルキャピタルマネジメント(神奈川県小田原市、代表取締役 田中 栄二(たなか えいじ)、資本金10百万円、常勤役職員2名、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業。)を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

○ 不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等

(1) 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為

株式会社リアルキャピタルマネジメント(以下「当社」という。)は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称する045fund合同会社(代表社員 井上 磨揮(いのうえ まき))。以下「045fund社」という。)に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。

そして、当該ファンドには045fund社から出資が行われた。

しかしながら、実際には、当社及び045fund社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、045fund社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。

このスキームは、当社及び045fund社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。

当社において上記の行為が行われている状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

(2) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況(名義貸し)

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、クリーンコントロールベトナム合同会社(以下「クリーン社」という。)が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、クリーン社に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。

当社における上記の行為は、金商法第36条の3(名義貸しの禁止)に違反するものと認められる。

(3) 法定書面の未交付等

当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況となっている。

(4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

当社の業務の多くは、代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当社代表取締役が行った上記(1)ないし(3)記載の業務において法令違反等の問題が認められ、当社はこれらの業務によって、営業収益のほとんどを上げている。

したがって、当社代表取締役は、業務運営に当たり、法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められる。

当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。

クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について

1. 検査結果

関東財務局長がクリーンコントロールベトナム合同会社(東京都中央区 代表社員 秋山 儀明(あきやま よしあき)、資本金10百万円、常勤役職員1名 適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品取引業の登録はない。以下「当社」という。)を検査した結果、下記のとおり、当該適格機関投資家等特例業務届出者に係る問題が認められたので、本日、関東財務局長は、当社に対して検査終了通知を行った。

2. 事実関係

当社は、平成24年2月から、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(当社の業務執行については、当社の会長と称する金星 三男(かねほし みつお)が、その実質的な代表者として、指示、決定、統括している。)。

(1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。

当社は、本件ファンドに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、海外のA証券としていた。

しかしながら、当社は、実際には、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、A証券を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。

したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。

(2) 金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、株式会社リアルキャピタルマネジメント(第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者。以下「リアル社」という。)との合意のもと、リアル社の名義を用いて、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

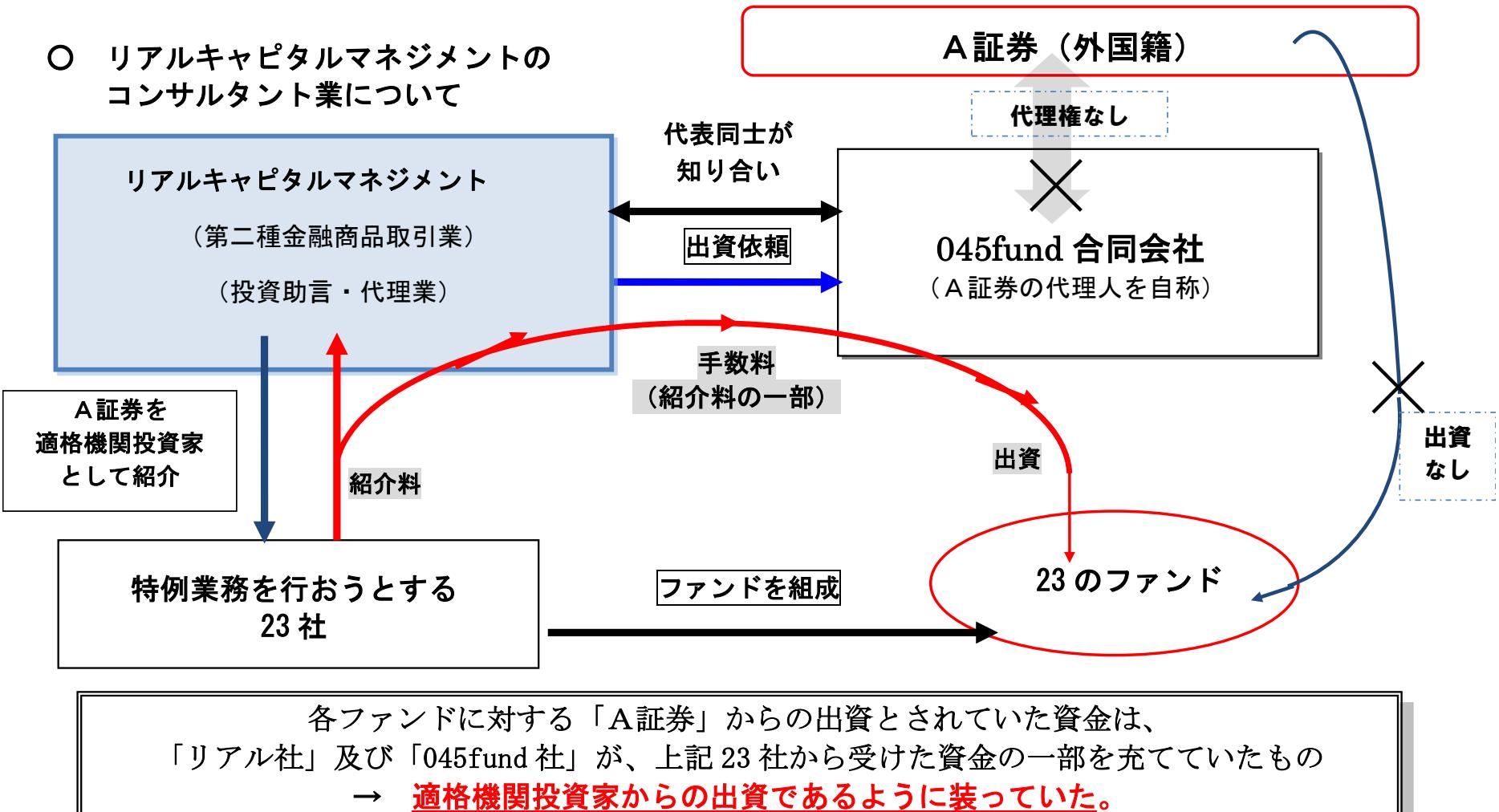
(3) 出資金の流用

当社は、平成24年2月9日から同年10月27日までの間に本件ファンドに出資した顧客13名の出資金約2,200万円のうち、少なくとも約1,200万円を匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。

当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上問題があると認められる。

- ・株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
- ・クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について（平成 26 年 10 月 17 日公表）

○ リアルキャピタルマネジメントのコンサルタント業について



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

tel: 0570-00-3581

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854